

別紙5-3 (第21条第3項関係)

生活援助従事者研修における講師の要件

		介護職員実務者研修・旧介護職員基礎研修修了者	介護福祉士	社会福祉士	精神保健福祉士	保健師、(准)看護師	医師	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	介護支援専門員	臨床心理士	認知症介護指導者養成研修修了者	養成施設等教員	行政職員	福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談	栄養士、管理栄養士	歯科医師、歯科衛生士	
職務の理解		60	36	24					36		0	12					
介護における尊厳の保持・自立支援		60	36	24	24				36		0	12					
介護の基本		60	36			24					0	12					
介護・福祉サービスの理解と医療の連携			60	12	12	24	0		24			12	12				
介護におけるコミュニケーション技術		60	36	12	12	24			36	0	0	12					
老化と認知症の理解	老化に伴うところとからだの変化と日常生活		60			24	0				0	12					
	高齢者と健康		60			24	0				0	12					
	認知症を取り巻く状況	60	36			24	0				0	12					
	医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	60	36			24	0				0	12					
	認知症に伴うところとからだの変化と日常生活 家族への支援	60	36			24	0				0	12					
障害の理解			60	24	24	24	0					12	12				
ところとからだのしくみと生活支援技術	基本知識の学習	60	36	24	24	24	0		36		0	12					
	生活援助技術の学習(講義・演習)	生活と家事	60	36			36					0	12				
		快適な居住環境整備と介護	60	36					24			0	12		24		
		移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	60	36			36		24			0	12				
		食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	60	36			36					0	12			24	※24
		睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	60	36			36					0	12				
		死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護	60	36			36		24			0	12				
生活支援技術演習		60			36					0	12						
振り返り			36	24					36		0	12					

※口腔ケアに関する部分に限る。

・本表における数値は、必要な実務経験月数を示す(当該資格等取得後の実務経験のみを算定する。)[0]は実務経験を問わないことを示し、数値がないものは講師として従事できないことを示す。なお、保健師、看護師、准看護師については、福祉分野における実務経験に限り算定し、行政職員については、当該科目に密接に関連した職務経験のみを算定する。

・同一科目で複数の資格を有する場合は、その期間を通算し、関係する資格の中で最も長い期間を当てはめて、算定することができる。

・養成施設等教員とは、大学、高等専門学校、専修学校(専門課程に限る。)、高等学校(福祉系に限る。)、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設において相当する科目を担当した者をいう。

・本表の規定にかかわらず、個別の審査により講義を行うことが適当として知事が認めた者については、講師として従事することができる。

・本表において講師となる資格を有する者は、生活援助従事者研修を受講する際、当該科目の受講免除を受けることができる。